熊本労働局

平成26年度
労働行政の取り組み

平成26年度労働行政運営方針概要

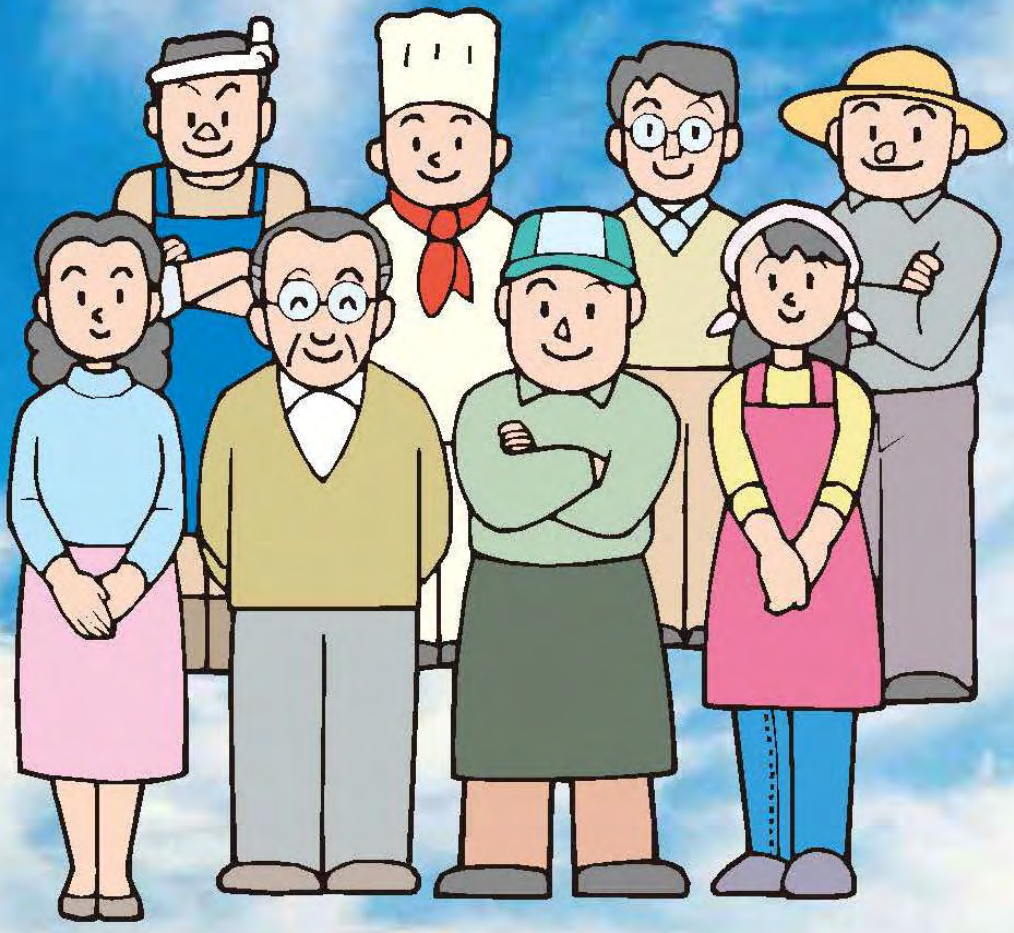

労働行政を取り巻く情勢

1 雇用をめぐる動向

雇用失業情勢は、平成25年の全国の平均有効求人倍0.93倍に対し、熊本県内は0.84倍と、雇用情勢に改善がみられるものの、依然として開きがあります。

雇用情勢に改善がみられる中、引き続き雇用・生活安定の確保を図っていくことが大きな課題となっています。また、新規学卒者を含む若者の雇用状況についても一部改善がみられますが、厳しい状況にあることから、引き続き就職支援を強化していく必要があります。

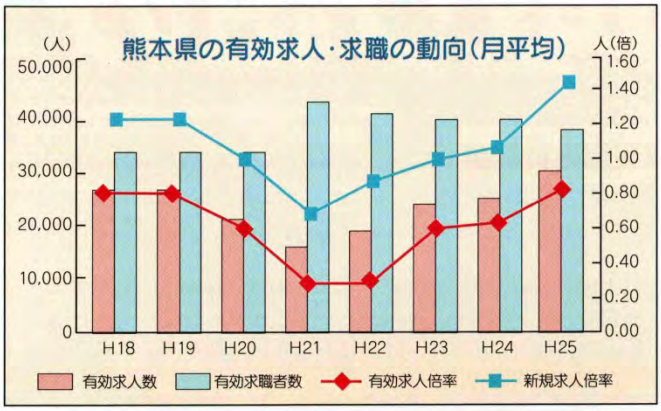

	熊本県			
	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	新規求人倍率
H18	27,569	34,101	0.81	1.25
H19	27,510	33,488	0.82	1.25
H20	21,355	33,849	0.63	1.00
H21	16,383	43,238	0.38	0.74
H22	18,978	41,133	0.46	0.86
H23	24,168	39,697	0.61	1.05
H24	25,922	38,251	0.68	1.18
H25	30,495	36,153	0.84	1.47

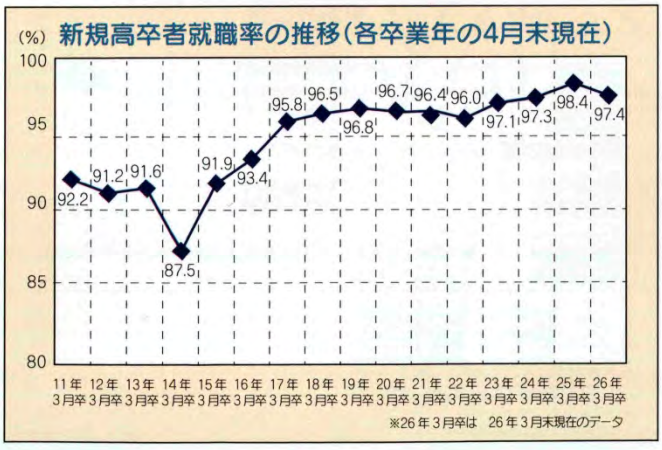

2 労働条件等をめぐる動向

平成25年の労働相談は18,359件でした。そのうち、監督署が労働基準関係法令に照らして処理した申告は312件で、大部分が給料の未払や解雇に関するものでした。また、平成25年度の解雇、雇止、退職勧奨、いじめ・嫌がらせ等の労働民事の紛争で、労働局企画室を通して、個別労働紛争解決制度で運用したものは182件（助言・指導109件、あっせん73件）でした。

労働時間については、全国平均を上回っています。

依然として厳しい雇用情勢に対応するために、労働問題に関しての迅速適正な処理をするとともに、法定労働条件の確保等の対策を推進していきます。

タダ残業（賃金不払残業）是正状況

年　度	22年度	23年度	24年度
事業場数	261社	246社	275社
対象労働者数	6,571人	5,019人	8,934人
是正支払額	5.40億円	3.47億円	9.61億円

平成25年の年間労働時間

	総実労働時間	所定労働時間
熊本県	1,864h（±0）	1,722h（-10）
全国	1,792h（-16）	1,643h（-19）

毎月勤労統計調査　※（対前年比）

H25年申告処理（312件）
大部分が賃金不払又は解雇

個別労働紛争
平成25年度助言・指導
（109件）

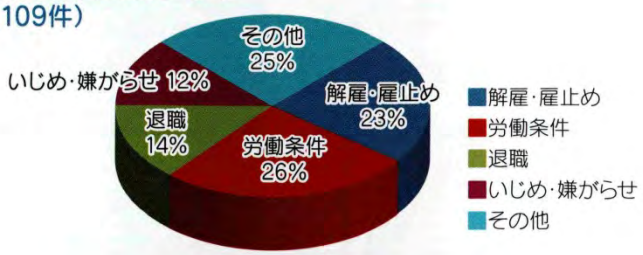

個別労働紛争
平成25年度あっせん
（73件）

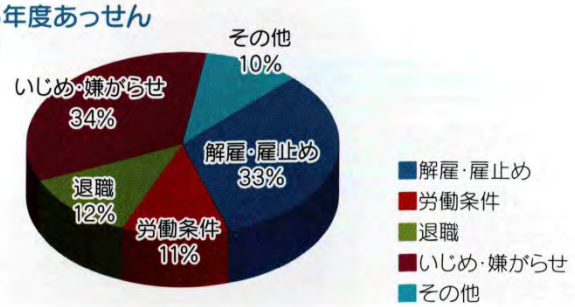

平成25年の労働災害による死亡者数は15人（前年比31.8%減）、休業4日以上の死傷者数は1,800人（前年比7.2%増）となりました。

死亡者数は昨年の22人から大幅減少となったものの、休業4日以上の死傷者数は、過去最小となった前年から増加に転じました。

熊本県における自殺者376人のうち、76人が「被雇用者・勤め人」であり、自殺の原因・動機が特定されている者のうち「勤務問題」が原因・動機の一つになっている者が14人で、その割合は3.7%に達しています。（熊本県警察調べ、平成25年）

◆過去最小値

死亡者数　15人（平成23年）

死傷者数　1,679人（平成24年）

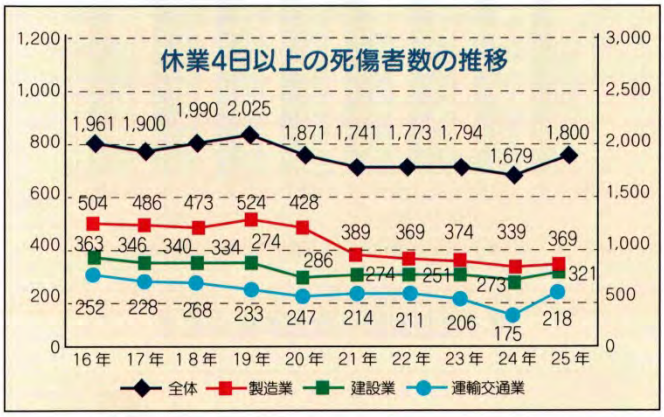

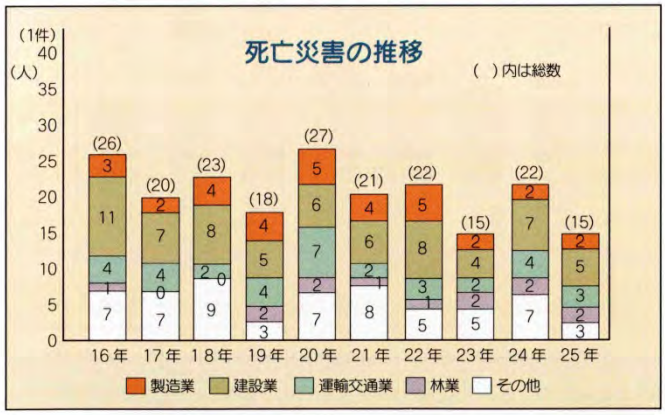

◆リスクアセスメント

1 ハザード（危険性・有害性）の洗い出し
2 それぞれのリスクの見積り
3 リスク低減の優先度の設定と措置の検討
4 優先度に対応したリスク低減措置の実施

平成25年度中の脳・心臓疾患による労災請求件数は６件、支給決定件数は１件となっており、労災請求件数については、平成14年度以降では最も少ない状況でした。また平成25年度中の精神障害等事案における労災請求件数は対前年度から６件減少し10件、支給決定件数は2件となっています。同様に、石綿関連疾患に係る平成25年度中の労災請求件数は10件、支給決定件数は７件であり、平成24年度の労災保険給付の新規受給者数は、対前年度比229人減の6,870人となっています。

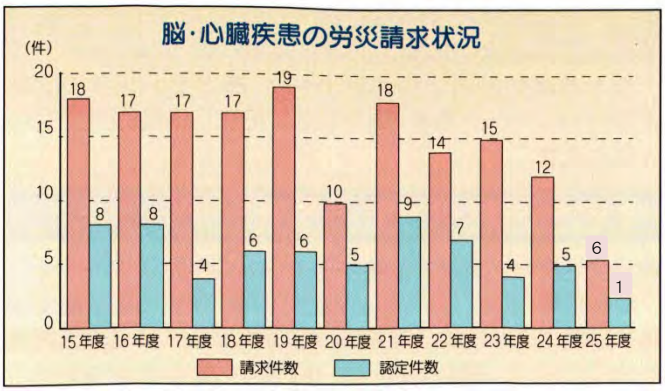

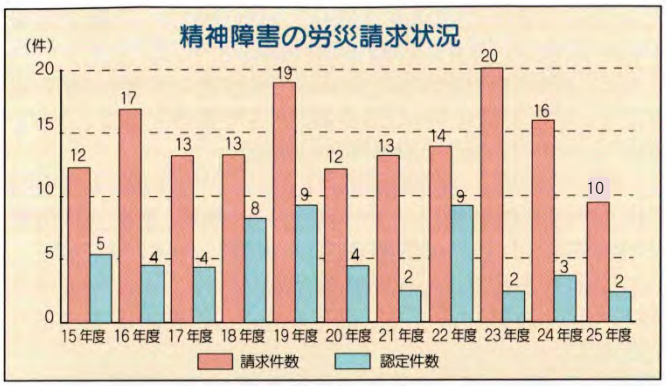

職業安定行政の重点施策

1 職業安定行政における目標数値の設定

就職率（常用） （安定所紹介就職者数／新規求職者数×100）	37.0%以上
雇用保険受給者の早期再就職割合 （雇用保険を2／3以上残して再就職した者の割合）	31.1%以上
求人充足率（常用） （充足件数／新規求人数×100）	27.1%以上

2 雇用のミスマッチ縮小等のための雇用対策の推進

●的確な求人・求職のマッチング推進

職業相談・サービスメニューの提供・個別支援の導入により求職者ニーズに応えるとともに、求職者に対しては、求人の早期充足のためのコンサルティング・条件緩和等の助言を行い求人・求職のマッチングを図ります。

●求職者の個々の状況に的確に対応した就職支援

担当者制における職業相談を実施し、求職者の個々の状況に応じた就職支援を行います。

●募集・採用における年齢制限禁止の普及徹底

労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化について、円滑かつ適切な施行を図ります。

●雇用の維持確保に対する支援

雇用調整助成金の活用を通じ、雇用の維持確保を図る事業主を支援します。

●ジョブ・カード制度の推進

職業能力形成プログラム等を通じて対象者に応じた職業キャリア形成を支援するとともに、ジョブ・カードを活用して安定雇用への移行を推進します。

●公共職業安定所における福祉人材確保の実施

福祉人材コーナーを設置しているハローワーク熊本を中心に関係機関と連携し、介護、医療、保育の福祉分野における福祉人材確保重点対策事業を効果的・効率的に推進します。

3 地方公共団体との連携による就職支援

熊本県雇用施策実施方針のもと、熊本県地域共同就職支援センターとの連携・協力を更に強化し地域の雇用対策を進めます。

4 若者の雇用対策の推進

●就職活動から職場で活躍するまでの総合的なサポート

新卒応援ハローワークにおいて、既卒3年以内の求職者は新卒扱いとすることを促進し、卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援や就職後の定着支援等を行うとともに、未就職卒業者や学校中退者等にも適切な支援を行えるよう学校との連携を強化し、在学時からの新卒応援ハローワークに関する周知・広報を図ります。

また、詳細な採用情報を公開して積極的に若者を採用・育成する「若者応援企業」の普及拡大・情報発信を推進します。

●フリーターなどの正規雇用化の推進

フリーターなどの支援拠点として、しごとサポート水道町内に「わかもの支援コーナー」を、八代・菊池・玉名公共職業安定所内に「わかもの支援窓口」を設置し、一人ひとりのニーズに応じた支援メニューを提供するとともに、ハローワーク等を利用し就職が決まった者を中心として職場定着支援を行います。

●若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化

新卒応援ハローワークに「在職者向け相談窓口」を設置し、相談体制の強化を図ります。

また、その中で得られた事業所情報を活用し、以降の職業紹介に活用するとともに、事業主に対して若者の職場定着についての支援・助言を行います。

5 高年齢者の就労促進等を通じた生涯現役社会の実現

●年齢にかかわりなく意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労推進

法に基づき、高年齢者の雇用確保措置を講じていない事業主に対する的確な助言・指導を実施し、なお改善が見られない事業主に対しては勧告を行います。

また、年齢にかかわりなく働くことができる企業の普及に向けセミナー等を開催する等、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図ります。

●高年齢者等の再就職の援助・促進

年齢にかかわりなく働ける社会の実現に向けて、雇用対策法に定められた募集・採用における年齢制限禁止の義務化について、その着実な施行を図ります。

●高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

熊本県、シルバー人材センター連合会等との連携を強化し、シルバー人材センターの活動を推進します。

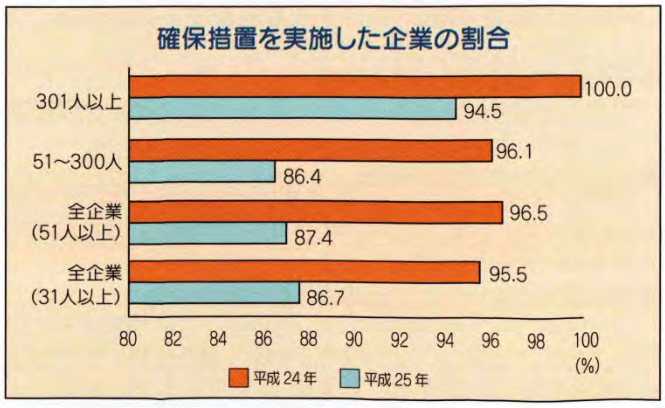

6 障害者雇用対策の推進

●法定雇用率達成指導、障害特性に応じた就労支援の推進等

雇用率未達成企業に対する指導基準の厳正な適用と指導の強化に努めます。また、専門的支援により雇用促進や職場定着に向けた総合的な支援を実施します。また、企業理解の促進や職場実習の推進等を通じて福祉や教育、医療から雇用への移行を推進します。

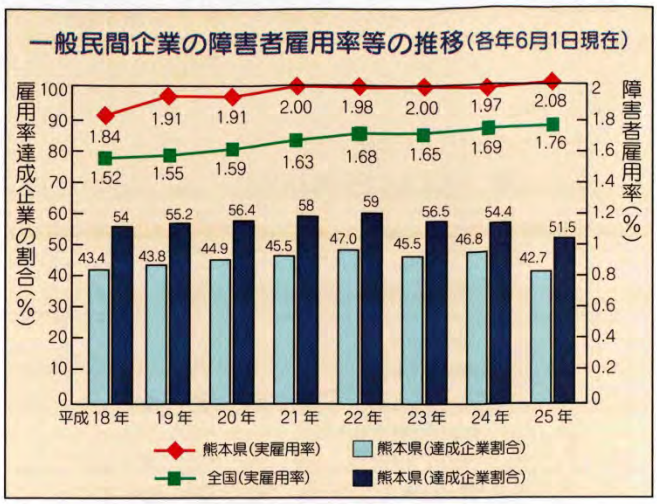

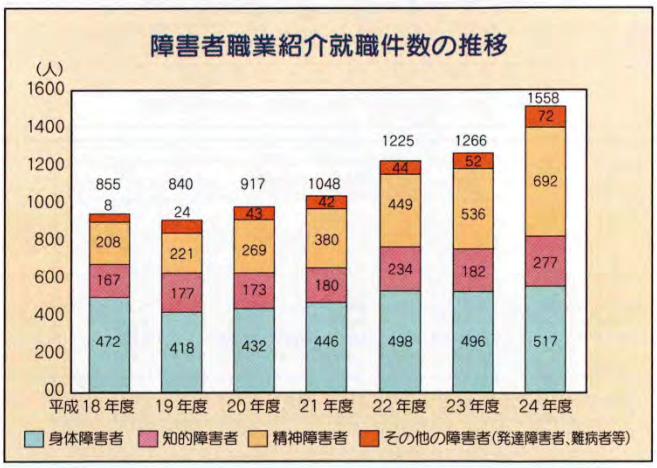

7 非正規雇用対策の推進

●企業内における非正規雇用労働者のキャリアアップを支援
●正社員求人の開拓と職業相談等による就職支援
●正社員へ結びつけるための実践的な職業訓練や求職者支援制度の活用

8 子育てする女性等に対する雇用対策の推進

「マザーズハローワーク(しごとサポート水道町内)」及び「マザーズコーナー(ハローワーク菊池)」において、求職者ニーズを踏まえた担当者制によるきめ細やかな就職支援を行うとともに、仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供等を行います。

9 外国人雇用対策の推進

技能実習制度に留意するとともに、雇用対策法に基づき義務化された外国人雇用状況の届出により、企業における技能実習生を含む外国人労働者の雇用状況を把握し、労働・社会保険法令の遵守等の周知・啓発、指導等を行い外国人労働者の雇用の安定のための対策を推進します。

10 地域雇用対策の推進

戦略産業雇用創造プロジェクト及び実践型地域雇用創造事業を活用し、地域が自らの地域における自主的かつ創意工夫を活かした雇用創造のための事業を展開するに当たって、熊本県などとの連携のもと必要な支援を積極的に行います。

11 民間等労働力需給調整事業の適正な運営の推進

民間や地方自治体による職業紹介事業・労働者派遣事業が適正に運営されるよう、法制度の周知、指導監督、許可申請、届出処理等を丁寧・適切に実施する。また、違法な労働者派遣・職業紹介等の事案の把握に努めるとともに、厳正な指導監督を行います。

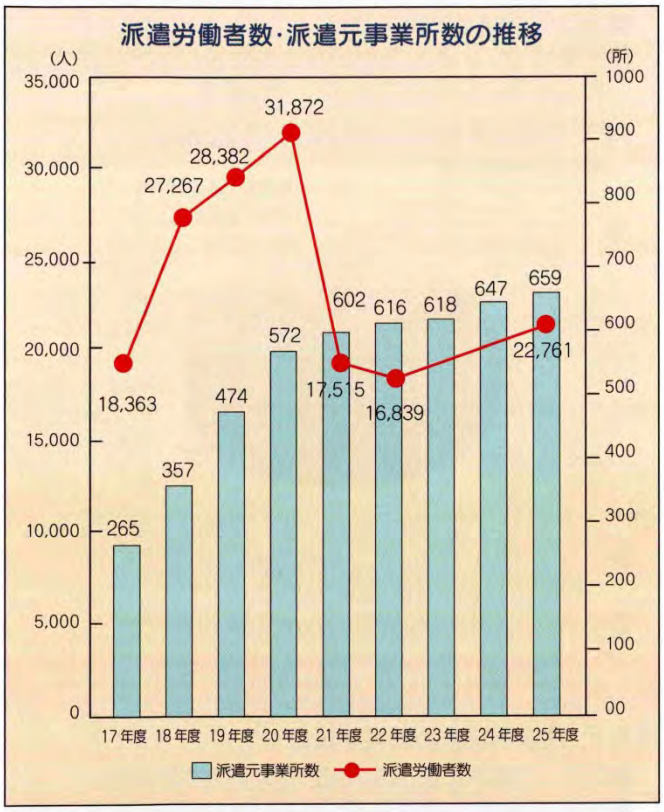

職業能力開発行政の重点施策

●職業訓練に関する情報提供

安定した職業に就くために公的職業訓練等の受講が必要な求職者に対し、適切な職業訓練をあっせんするため職業訓練関係情報を収集・整理し情報提供を行います。

●求職者支援訓練の活用

雇用保険を受給できない求職者の早期就職の実現を図るため、求職者支援訓練の積極的な周知に努めます。

●的確な受講指示等

綿密な職業相談を実施し、キャリア・コンサルティングを通じて、適切な職業訓練を選定し、受講指示・支援指持等を行います。

●職業訓練受講者等に対する早期再就職支援

職業訓練受講中から修了後においても職業相談を実施するとともに、個別求人開拓の実施、合同就職面接会の開催、求人情報の提供等積極的な就職支援を行います。

労働基準行政の重点施策

1 労働条件の確保改善対策

(1)法定労働条件の履行確保のため監督指導と集団指導の実施

- ●労働条件の明示及び内容の適正化
- ●就業規則の作成・整備
- ●長時間労働の抑制と過重労働による健康障害の防止
- ●タダ残業(賃金不払残業)の解消
- ●重点分野対策(技能実習生、自動車運転者等)
- ●「労災かくし」の排除

(2)重大・悪質事案への司法処分

(3)コンサルタントの積極的活用等による働き方・休み方の見直し

◆11月は過重労働解消キャンペーン(仮称)期間

2 最低賃金制度の適切な運営

1)最低賃金額の周知、遵守の徹底

地域別最低賃金	最低賃金額	効力発生の日
熊本県最低賃金	時間額 664円	平成25年10月30日

産業別最低賃金	最低賃金額	効力発生の日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	717円	平成25年12月15日
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業	767円	平成25年12月15日
百貨店、総合スーパー	703円	平成25年12月15日

※産業別最低賃金は、次に掲げる者には適用されません。①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの、③清掃又は片付けの業務に主として従事する者、④「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、左記の他に、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又はこん包の業務(これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。)に主として従事する者

(2)最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業の活用促進

- ●最低賃金総合相談支援センター
- ●業務改善助成金

3 適正な労働条件の整備

(1)過重労働の解消と仕事と生活の調和実現に向けた働き方・休み方の見直し

(2)医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の推進

- ●企画委員会のさらなる活用
- ●医療分野の「雇用の質」の向上のための研修会の充実
- ●助成金制度の活用

(3)職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備

4 労働災害防止対策の推進

(1)労働災害多発業種等への取組

第三次産業(小売業、医療保険業、社会福祉施設、飲食店)
陸上貨物運送業、食料品製造業

- ●監督指導、個別指導、集団指導の実施
- ●関係機関との連携強化
- ●荷役作業の災害防止
- ●食料品加工機械にかかる法改正の周知

(2)重篤な労働災害を防止するための重点業種への取組

建設業、林業

●監督指導、個別指導の実施
●墜落、転落災害の防止対策の推進
●林業機械にかかる法改正の周知

12月1日～12日
建設現場年末一斉監督

(3)自主的な安全衛生管理の推進
●リスクアセスメントの経営トップへの導入啓発
●個別指導、集団指導、研修会の実施

5 健康管理対策の推進

(1)化学物質による健康障害防止対策
●監督指導、個別指導の実施
●リスクアセスメント及びその結果に基づく適切なばく露防止措置の推進
●化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報の確実な伝達

(2)メンタルヘルス対策
●指針に基づく周知指導
●産業保健総合支援センターの活用促進
●職場における自殺予防と対策の普及啓発
●「熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度」の利用促進

◆熊本産業保健総合支援センター
—無料です— TEL096−353−5480
●専門的な相談への対応
●産業保健スタッフへの研修
●メンタルヘルス対策普及のための個別訪問支援

(3)過重労働による健康障害防止対策
●小規模事業場への医師による長時間労働者の面接指導制度の周知
●地域産業保健センターによる健康相談の利用勧奨

(4)石綿健康障害予防対策
●監督指導、個別指導の実施
●改正石綿障害予防規則の周知、徹底

(5)職業性疾病等の予防対策
●第8次粉じん障害防止総合対策の徹底
●熱中症予防対策の強化

(6)受動喫煙防止対策
●受動喫煙防止対策助成金の活用促進

6 労働保険制度の適正な運営

(1)労働保険制度の適正な運営
●労災保険給付の迅速適正な処理

(2)労働保険適用徴収業務の推進
●滞納整理と算定基礎調査の実施
●労働保険未手続事業の一掃
●労働保険事務組合に対する指導

男女雇用均等及び仕事と家庭の両立支援対策等の状況と課題

雇用均等室には、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いや育児休業を理由とする不利益取扱い、セクシュアルハラスメントに関する相談等が寄せられています。

こうした中、男女雇用機会均等法、育児介護休業法等に基づく紛争解決援助制度についても申立が寄せられています。

また、パートタイム労働者の雇用管理状況においては、雇い入れ時の昇給・退職手当・賞与の有無の3つの事項の明示、正社員への転換の推進に係る法違反が認められました。

法の履行が確保されるよう法の周知徹底及び指導ならびに相談等への迅速適正な対応を行います。

男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

●男女雇用機会均等法の実効性の確保
●改正男女雇用機会均等法施行規則等の周知徹底
●性別を理由とする差別的取扱いへの厳正な対応
●妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い事案への迅速かつ厳正な対応
●職場における実効あるセクシュアルハラスメント防止対策の推進
●母性健康管理対策の推進
●労働局長による紛争解決援助制度及び調停による労使間の紛争の円滑かつ迅速な解決促進

〈男女雇用均等関係の相談状況〉(平成25年度)
相談件数499件

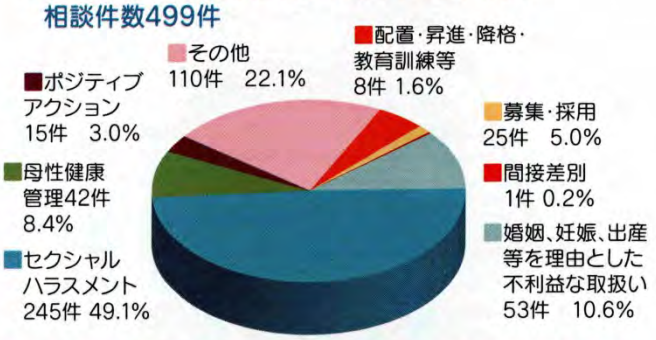

●ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援
●ポジティブ・アクションの趣旨及び内容等について広く理解されるための周知徹底
●事業主の具体的な取組のための情報提供等

職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

●育児・介護休業法の確実な履行
●育児・介護休業法の周知徹底及び法の履行確保
●期間雇用者の育児休業の取得及び育児短時間勤務制度等の利用促進
●育児休業、介護休業の取得等を理由とした不利益取扱い事案への迅速かつ厳正な対応
●労働局長による紛争解決援助制度及び調停による労使間の紛争の円滑かつ迅速な解決促進

●次世代育成支援対策の推進
●義務企業における「一般事業主行動計画」策定・届出等の完全実施
●「子育てをサポートしている企業」として労働局長の認定(くるみんマーク取得)へ向けての企業の取組促進

パートタイム労働対策の推進

●パートタイム労働者及び事業主等に対するパートタイム労働法の周知徹底及び法の履行確保
●パートタイム労働者が能力を発揮し、働き・貢献に見合った公正な処遇を受けられる雇用環境の整備のために職務分析・職務評価制度の導入等に取り組む事業主の支援

熊本労働局組織図

総務部

- 総務課 096-211-1701
- 企画室 綜合労働相談コーナー設置 096-211-1706
- 労働保険徴収室 096-211-1702

労働基準部

- 監督課 096-355-3181
- 健康安全課課 096-355-3186
- 賃金室 096-355-3202
- 労災補償課 096-355-3183
- 労災補償課分室 096-245-7499

労働基準監督署

熊本 096-362-7100
八代 0965-32-3151
玉名 0968-73-4411
人吉 0966-22-5151
天草 0969-23-2266
菊池 0968-25-3136
各署に総合労働相談コーナー設置

職業安定部

- 職業安定課 096-211-1703
- 需給調整事業室 096-211-1731
- 職業対策課 096-211-1704
- 職業対策課分室 096-312-0086
- 地方訓練受講者支援室 096-211-1707

公共職業安定所(ハローワーク)

熊　本	096-371-8609	天　草	0969-22-8609
上益城	096-282-0077	球　磨	0966-24-8609
八　代	0965-31-8609	宇　城	0964-32-8609
菊　池	0968-24-8609	阿　蘇	0967-22-8609
玉　名	0968-72-8609	水　俣	0966-62-8609

雇用均等室

熊本労働局の組織所在地一覧

熊本労働局では、年々増加する行政需要に的確に対応するために統合により組織を中規模化し、地域や利用者個々のニーズにあった行政運営と行政サービスの向上を図ることが必要と考え、公共職業安定所（ハローワーク）・労働基準監督署の再編整備を実施しています。

平成16年3月31日
ハローワーク鹿本を
ハローワーク菊池に統合

平成17年3月31日
ハローワーク荒尾を
ハローワーク玉名に統合
ハローワーク牛深を
ハローワーク天草に統合

平成18年3月31日
阿蘇監督署を菊池監督署に統合

平成18年4月1日
本渡監督署を天草監督署に名称変更

熊本労働局

http://kumamoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

平成26年5月作成